

入札説明書及び設計図書等に対する質問回答書

工事名：朝潮橋管理社屋エレベータ更新工事（2026－港）			問合せ日：2026 年 7 月 23 日
			回 答 日：2026 年 7 月 30 日
記載箇所	質問	回 答	
1. 内訳第2号	1. アスベスト調査箇所と対象の物質をご教示願います。また、追加で調査が必要な箇所が発生する場合は本工事の対象外としてよろしいでしょうか。	1. 調査箇所は特記仕様書2-8に記載の通り床材になります。 対象物質については、クリソタイルもしくはトレモライトと想定しておりますが、詳細については調査にて確認願います。 追加で調査が必要な箇所については、監督員との協議の上決定するものいたします。なお、本工事で実施する場合は追加変更の対象いたします。	
2. 工場検査について	2. 工場立会検査は実施されますでしょうか。	2. 監督員との協議の上決定するものいたします。	
3. PCBについて	3. 本工事対象の機器に低濃度PCB含有の可能性を否定できない機器が使用されていた場合、同機器の取り外し後の検査機関へPCBの分析依頼は別途工事としてよろしいでしょうか。尚、検査の結果、PCBの含有量が基準値（0.5mg/kg）を超えてPCB廃棄物となった場合、届出、保管、処分は別途工事としてよろしいでしょうか。	3. 監督員との協議の上決定するものいたします。なお、本工事で実施する場合は追加変更の対象いたします。	
4. 配置予定技術者の専任期間	4. 仮に下記の工程となった場合、2027年1月6日～3月末日までは専任を要しないという理解でよろしいでしょうか。 現場調査：2027年1月5日 現地工事：2027年4月1日～2027年5月末日	4. 専任期間としては別表2（配置予定技術者の専任期間等）を参照ください。 ご質問内容の場合、現地調査を1月5日に実施することから、1月5日より専任を要します。	

5. 現場代理人の配置機関	5. 現場代理人の常駐期間は現地施工期間のみとして、工場製作期間等、実際の工事が行われていない期間は非常駐としてよろしいでしょうか。	5. 土木工事共通仕様書（第1編共通）1.1.17の（2）に記載の通り、現場代理人は、工事現場の稼働期間中は、工事現場に原則常駐することとお考え下さい。
6. アスベストの処理について	6. アスベスト含有が疑われる箇所は非飛散性（レベル3）と理解してよろしいでしょうか。飛散性（レベル1・2）のアスベスト除去は当社で対応できないため、飛散性アスベストの除去工事は除外工事としてよろしいでしょうか。	6. アスベスト含有の場合、レベル3を想定しております。 アスベスト除去については、監督員との協議の上決定するものいたします。なお、本工事で実施する場合は追加変更の対象いたします。
7. 確認申請書について	7. 既存建物の確認申請書及び検査済書をお借りすることは可能でしょうか。	7. 契約後、監督員と協議のうえ必要に応じて貸与するものいたします。
8. エレベーター荷重検討について	8. エレベーター機械室の梁及びエレベーターピットスラブについてエレベーターの荷重に耐えられるか検討が必要になります。検討資料として建物の構造資料はご提供いただけるでしょうか。構造検討の結果、強度が不足した場合の強度増しにかかる工事費用は設計変更対象として理解してよろしいでしょうか。	8. 特記仕様書2-1（3）に記載の通り、機器更新後の建物にかかる荷重は、設計図書に示す既設荷重同等または下回ることとしており、この範囲において構造検討は想定しておりません。
9. 監視盤・インターホン配線	9. エレベーターと監視盤間の配線については既設流用としてよろしいでしょうか。	9. 記載の通りとお考え下さい。
10. 遮煙乗場ドア	10. 遮煙ドアの適用に当たって自動火報知設備が必要になります。また各階エレベーターホールに火災感知器又は煙感知器も必要になります。上記設備は設置されておりますでしょうか。設置されていない場合は除外工事としてよろしいでしょうか。	10. 本工事ではエレベータの遮煙ドアについては、適用しておりません。
11. 火災信号について	11. 遮煙ドアの適用に伴い火災感知信号が必要になりますが、火災感知信号はエレベーター機械室に支給されておりますでしょうか。支給されていない場合、自火報設備からの火災信号の出力及び同信号の機械室までの配線・配管工事は除外工事としてよろしいでしょうか。	11. 本工事ではエレベータの遮煙ドアについては、適用しておりません。

